

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 床頭台等設置運営事業に係る仕様書

1 目的

静岡市立静岡病院（以下「当院」という）の入院患者に安全で快適な療養環境を提供するため床頭台、テレビ、冷蔵庫等（以下「設置物件」という）を設置し、適切な管理運営を行うことを目的とする。

2 設置期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとし、事業実績が良好で許可条件に違反がなく当院及び設置運営事業者いずれからも特別の意思表示がない場合は、平成 38 年 3 月 31 日まで毎年更新する。（全 7 年間）

3 設置物件

（1）床頭台・ロッカー（独立型）

形状・台数、規格等は下記のとおりとする。ただし、台数と規格については変更の可能性があることを考慮すること。

ア 形状・台数等

	設置場所	床頭台仕様 概要		床頭台	ロッカー (独立型)
①	西館総室	床頭台上部収納庫付 タイプ	テレビ・冷蔵庫	96	0
②	西館・東館総室	床頭台上部テレビ タイプ	テレビ・冷蔵庫	248 (西館88・東館160)	0
③	西館・東館一般床HCU（Nsステーション隣） 西館無菌室（西館6階）・HCU（東館5階）	床頭台上部テレビ タイプ	テレビ・冷蔵庫	37 (西館13・東館24)	37 (西館13・東館24)
④	西館・東館個室	床頭台上部テレビ タイプ	テレビ・冷蔵庫	88 (西館32・東館56)	32 (西館32)
⑤	西館・東館特別個室	床頭台上部テレビ タイプ	テレビのみ	8 (西館3・東館5)	8 (西館3・東館5)
	合計（台数）			477	77

④については、冷蔵庫使用料を無料とする。

⑤については、テレビ使用料を無料とする。（冷蔵庫は当院が用意し、床頭台とは別に設置する。）

イ 規格等

①西館総室用（上部収納庫付タイプ）

外寸：幅 500mm 以内・奥行 730mm 以内・高さ 1700mm 以内

②西館・東館総室用（上部テレビタイプ）

外寸：幅 500mm 以内・奥行 530mm 以内、高さ 1100mm 以内（設置場所上部に作りつけのロッカーあり）

③④西館・東館個室他用（上部テレビタイプ）

外寸：幅 500mm 以内・奥行 530mm 以内・高さ 1100mm～1200mm 程度

⑤西館・東館特別個室用（上部テレビタイプ）

外寸：幅 500mm 以内・奥行 530mm 以内・高さ 1300mm 程度（上段天板仕様）

- ・ロッカー（独立型） 外寸：幅 400mm 以内・奥行 500mm 以内・高さ 1700mm 以内
- ・テレビ 16 インチ以上

高さについては、全てテレビ等を含めた最高部の高さとする。

（２）外来化学療法室用アーム式テレビ等

ア 形状・台数等

	設置場所	仕様 概要		台数
①	西館外来化学療法室	移動式フロアスタンド	アーム式テレビ	8
②	西館外来化学療法室		テレビ	2

イ 規格等

①アーム式テレビ 11 インチ程度

②テレビ 19 インチ程度

4 設置物件の仕様等

（１）共通仕様

- ①設置物件は全て新品のものとする。
- ②ベッド周辺での医療行為を妨げないものであること。
- ③抗菌性、耐荷重・耐久性等に優れており、耐震性が担保されているものとする。また、利用者が安全に使用できるものであること。
- ④高齢の利用者にも配慮した操作が容易なものであること。
- ⑤ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物（VOC）について十分な対策がされていること。

（２）－１ 床頭台

- ①テレビ台兼用とし、熱湯や薬品等の汚染にも耐えうる、耐熱・耐水性、耐汚染性に優れているものとする。
- ②木製のものとし、色調は協議の上選択できること。
- ③移動用キャスター及びストッパーが付いており、ストッパーについて一回の操作で同時にロック又は解除ができること。また、安全にかつ静粛に移動できるものであること。
- ④十分な収納能力がある、施錠式の引き出しを備えていること。
- ⑤鍵はシリンダー錠とし、複製が困難なものであること。また、盗難や紛失防止のための工夫を施していること。鍵の紛失時はマスターキーによる交換が可能であり、交換は設置運営事業者が迅速かつ無償で行うこと。
- ⑥高さ 700mm 程度の位置にスライドテーブルを備えており、安全性・利便性を考慮した作りになっていること。
- ⑦引き出し及びスライドテーブルは、抜け止め機能など患者が安全に使用できる対策を施していること。

と。また、紙類の内奥部への入り込み又は落下を防止する工夫が施されていることが望ましい。

- ⑧引き出し内部は衛生面に配慮し、清掃が容易に行えること。
- ⑨人感センサー付きのフットライトを備えていること。
- ⑩床頭台側面の高さ 600～700mm 程度の位置にタオル掛けを付けること。タオル等を掛けたとき床につきにくいように可能な範囲で上部に設置する。
- ⑪上部収納庫付タイプについて、収納庫扉は安全性と省スペース性に配慮したものであること。また、既設ロッカー等がない病室に設置するため、患者の利便性を考慮したロッカーに準じた収納機能を床頭台に可能な限り多く設けること。
- ⑫上部収納庫付きタイプの収納庫側面等に、磁石等で文書を簡易に貼付できる工夫があると望ましい。
- ⑬テレビ及び冷蔵庫のケーブル等をまとめ、テレビ台スペースを患者が有効に使用できること。

(2) - 2 テレビ

- ①信頼性の高い国内メーカーの液晶薄型テレビとし、省エネルギー性に優れていること。
- ②病棟床頭台のテレビは 16 インチ以上とし、床頭台に固定するものとする。また、アーム等でテレビ位置が前後上下左右に調節可能であること。特に設置場所が作りつけロッカー下部となるものについては、それを十分に考慮した角度調節機能があること。
- ③地上波デジタル放送、BS デジタル放送及び CS 放送の受信が可能であること。
- ④病院情報等の案内について、患者が無料で視聴でき、視聴したい番組を任意のタイミングで開始できる仕様であることが望ましい。
- ⑤総室（複数人部屋）及び外来化学療法室においては、イヤホンを使用した視聴を前提としてスピーカーから音が出ない仕様に調整でき、視聴中にイヤホンが抜けても他の患者に迷惑がかからない工夫を施すこと。
- ⑥汎用イヤホンが使用可能であり、イヤホンの差し込み口はテレビ本体前面にあること。
- ⑦テレビ用リモコンを付属しており、総室及び外来化学療法室において他テレビに干渉しないようにすること。
- ⑧外来化学療法室について、テレビ 8 台については 11 インチ程度で治療中の椅子で視聴することを想定したものとし、キャスター付きのスタンドに設置する。キャスターはストッパーを備えており、耐震性等に配慮していること。また、点滴スタンド・椅子脚部等に支障をきたさず容易に移動できるものであること。テレビ 2 台はベッドにて視聴することを想定し、既存の収納棚上部に設置すること。
- ⑨プリペイドカードにより使用可能で、カードタイマーと連動していること。西館・東館特別個室（8 部屋）はテレビ使用料無料の設定とすること。
- ⑩利用方法案内（料金、精算方法、チャンネル案内等）について、分かりやすくまとめたものをテレビ毎に備え付けること。

(2) - 3 冷蔵庫

- ①国内製の信頼できる冷蔵庫であり、20 リットル以上の容量があること。
- ②床頭台に内蔵すること。
- ③ペルチェ方式で省エネルギー性及び静音性に優れ、フロンガス不使用のものとする。
- ④扉は容易に引き出せる引き出し方式であること。
- ⑤抗菌性が高く、清掃及び消毒が容易なものであること。

⑥プリペイドカードにより使用可能で、カードタイマーと連動していること。西館・東館個室（88部屋）は冷蔵庫使用料無料の設定とすること。

⑦ベッド移動に伴い発生する冷蔵庫未使用課金分について、患者にとって有利な提案があると望ましい。

(2) - 4 課金タイマー

①カードタイマーは小型かつ操作が容易で有り、タイマー表示が見やすいこと。

②カードの残高表示が分かりやすく、残金額又は残り時間を表示する機能があること。

③1台でテレビ、冷蔵庫の両方に使用ができること。

④テレビカードの盗難防止に効果的な機能があれば望ましい。

(3) ロッカー（独立型）

①床頭台と同素材かつ同柄とすること。

②移動用のキャスター及びストッパー付きで安全性・利便性に優れていること。

(4) - 1 カード自動販売機

①カードの販売価格は1枚1,000円とする。

②各病棟に設置し（計11台：西館5台・東館6台）、転倒防止・盗難防止等の安全対策を施すこと。

③車椅子の利用者に配慮した高さ設計であること。

④カード販売額を示すレシート発行が可能であることが望ましい。（当院報告用）

⑤設置運営事業者の連絡先を明記すること。

(4) - 2 カード精算機

①病院の指定する場所に2台（西館1台・東館1台）を設置し、転倒防止・盗難防止等の安全対策を施すこと。

②精算手数料は無料とすること。

③10円単位で精算できること。

④車椅子の利用者に配慮した高さ設計であること。

⑤カード精算額を示すレシート発行が可能なこと。（当院報告用）

⑥設置運営事業者の連絡先を明記すること。

5 管理運営体制

(1) 当院に専属の常駐スタッフを配属し、設置機器の清掃、点検等のメンテナンスを行うこと。

(2) 常駐スタッフの在院時間は午前9時から午後5時までとする。

(3) 土日祝日も対応可能な保守体制を整備すること。

(4) 設置物件故障時の連絡網を整備し、当院に提出すること。

(5) 機器の故障時の迅速な初期対応のため、設置物件の予備機を複数台常備しておくこと。

(6) スタッフに対して、保守技術、接遇、感染対策、患者や職員の個人情報保護に係る教育を施し、これを当院に報告すること。

(7) 院内で開催する接遇研修及び災害訓練等、病院が必要と認めた研修等にスタッフを参加させること。

6 設置物件利用料金について

- (1) テレビ 1,000 円／1,550 分
- (2) 冷蔵庫 100 円／24 時間

個室 88 部屋分に関して、テレビはテレビカードにて視聴、冷蔵庫利用料は無料とする。
特別個室 8 部屋分はテレビ利用料を無料とする。(冷蔵庫は当院が設置する。)

7 設置運営事業者の費用負担

設置物件の管理運営に係る必要費用は次の内容を含めすべて設置運営事業者の負担とする。

- (1) 機器の設置及び設置期間終了時の撤去等に係る費用
- (2) 設置物件の保守・修繕に係る費用及びそれらに係る消耗品の費用
- (3) 患者又は病院職員が故意もしくは重大な過失なく設置物件に与えた破損等の修理・復旧費用
- (4) 設置運営事業者の責による院内の破損に係る費用
- (5) 設置運営事業者の責により利用者に損害を与えた場合の損害賠償の費用
- (6) NHK 放送受信料と BS 放送受信料及び加入料
- (7) CS 放送受信料及びその加入料 (提案がある場合)
- (8) 施錠式引き出しの鍵を紛失した際の交換費用
- (9) 地震、火災等による機器の破損に対する修理・復旧費用
- (10) 当院が定める法人財産目的外使用料
- (11) 設置物件の運営に係る光熱費の費用

8 法人財産目的外使用料

- (1) 設置運営事業者は、当院の「法人財産の使用許可に係る運用基準」に定める土地建物使用料に基づく専有面積に応じた法人財産目的外使用料及び設置物件の運営に係る電気料を当院に支払うこと。
- (2) 法人財産目的外使用料について、床頭台等運営における売上額から一定の額を加算できる場合は、1 m²あたりの加算額 (年間) を提案すること。

9 その他

- (1) 機器の製作にあたっては、設置場所の現状確認を行い実施すること。また、台数・規格については病院の事情により変更する場合があることを考慮すること。
- (2) 設置にあたっては、前設置運営事業者と協力しながら円滑な新旧機器の入替えに努めること。
- (3) 契約期間中、病院運営の都合上、設置物件の配置数・場所等が一部変更になる場合があるが、当院と協議のうえ、対応すること。
- (4) 契約満了もしくは契約の解除等により機器及び周辺設備を撤去する場合、撤去に係る費用は設置者が負担しすること。
- (5) 設置期間終了後、次の設置運営事業者への移行が円滑に行われるよう、引き継ぎに協力すること。
- (6) 患者の利便性や安全性、看護業務の効率化等に貢献できる自由提案がある場合は企画提案書に記載すること。

参考：当院の概況及び床頭台等設置運営に係る収支関係

(1) 病床数 506 床 (一般病床 500 床・感染病床 6 床) (平成 30 年 4 月 1 日現在)

(2) 一日平均入院患者数 446 人 (平成 29 年度)

(3) 平均在院日数 12.6 日 (平成 29 年度)

(4) 年間テレビカード利益額 (カード販売額からカード精算額を差し引いた金額)

24,883 千円 (平成 29 年度)

(5) 法人財産目的外使用料の㎡単価 (参考値：平成 30 年度実績)

①西館 床頭台等設置 1 ㎡あたり 12,755 円／年

②東館 床頭台等設置 1 ㎡あたり 18,153 円／年

③北館 控室 (15 ㎡) 1 ㎡あたり 10,852 円／年

当該使用料については、毎年変動する土地評価額及び建物経年残価率をもとに計算するため、金額は毎年更新する。

(6) 年間光熱費徴収額 1,556 千円 (平成 29 年度)